

令和元年度
水道
公共下水道
工業用水道
事業決算

令和元年度の収益的収支では、水道事業会計で約4900万円の黒字、公共下水道事業会計で約7000万円の黒字となりました。しかしながら、2事業会計とも人口の減少などの影響により、収入は減少傾向にあり、年々経営状況の厳しさは増えています。

損益計算書 (平成31年4月1日～令和2年3月31日) (単位:円)

収 益	水道事業	公共下水道事業	工業用水道事業
料金収入	416,247,176	442,368,125	471,065,142
その他営業収益	25,517,214	219,869,869	126,000
営業外収益	76,830,102	276,461,093	45,091,877
その他	4,979,921	5,352,000	0
収益合計	523,574,413	944,051,087	516,283,019
費 用	水道事業	公共下水道事業	工業用水道事業
人件費	43,205,799	25,824,414	12,981,009
物件費	158,658,667	354,756,868	108,362,352
動力費	3,517,241	161,424	288,212
受水費	102,629,534	0	0
支払利息	13,531,322	41,650,898	51,420,592
減価償却費	152,425,967	437,806,204	254,044,512
その他	224,972	13,607,718	4,317
費用合計	474,193,502	873,807,526	427,100,994
純利益	49,380,911	70,243,561	89,182,025

※消費税・地方消費税抜き

問い合わせ
上下水道局業務課 ☎5921193

工業用水道事業会計の収益的収支では、約8900万円の黒字となり、累積欠損金は1億8598万6681円となりました。
水道事業・公共下水道・工業用水道事業会計の令和元年度決算を市ホームページで公開しています。また、決算書は市立図書館や情報公開コーナー(市役所2階)でもご覧いただけます。

決算の概要「市ホームページ」
トップ画面「組織から探す」↓「上下水道局」↓「お知らせ」↓「お知らせ」↓「決算の概要をお知らせします」で検索。

決算審査意見書「市ホームページ」
トップ画面「組織から探す」↓「監査事務局」↓「監査」↓「監査の結果等」で検索。



水道広域化を検討中

広島県水道広域連携の状況
県内では、県企業局が主体となって県内市町における水道事業の広域化が検討されています。

市は、県からの情報を精査し、広域連携への参画の可否について、令和2年度中に判断することとしています。

県が策定した「広島県水道広域連携推進方針」と、市が推計した将来の水道料金についての資料を、市ホームページで公開しています。

問い合わせ
上下水道局業務課 ☎5921193

トップ画面「組織から探す」↓「上下水道局」↓「上下水道局のご紹介」↓「広島県における水道広域連携推進方針について」で検索。



事業主の皆さん、労働保険未加入は違法です！
11月は「労働保険適用促進強化期間」

労働保険は、労働者が業務中または通勤時の事故による災害補償と失業したときの再就職活動中の生活保障などをするものです。

労働保険への加入は法律で義務付けられており、正社員はもとより、パート、アルバイト、臨時を含め、労働者を1人でも雇用している事業主は、加入の義務があります。

問い合わせ

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課
☎03・52253・1111(内線5156)

労働保険に未加入の事業者をなくするため、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、広報や訪問などによる適用促進活動を実施します。
労働保険に加入せず、働かせることは違法になります。未加入の場合は、すぐに加入手続きの上、労働保険料を納付してください。



政治家の寄付
有権者が
求めることも

問い合わせ
選挙管理委員会事務局 ☎59-2188

三ない運動

- ☑政治家は有権者に寄付を贈らない
- ☑有権者は政治家に寄付を求めない
- ☑政治家から有権者への寄付は受け取らない

政 治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のからない選挙に近づくことはできません。

政治家からの寄付の禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄付を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄付になるので、注意してください。

禁止されている寄付(例)

- ×病気見舞い
- ×祭りへの寄付や差し入れ
- ×地域の運動会・スポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ×結婚祝い・香典
- ×政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります
- ×葬儀の花輪、供花
- ×入学祝い・卒業祝い
- ×お歳暮・お中元

おのたけ。ごみ事情 No.28

紙製の「ごみ袋は、使わないでください！
不適切なごみ出しにつながっています！

問い合わせ
環境整備課リサイクルセンター ☎525101

最近、「もやすごみ」をゴミステーションに出す際、市販の紙製の「ごみ袋」に入れた上で、さらに市が指定する「もやすごみ専用袋(オレンジ色)」を重ねて入れる「ごみ出しが、しばしば見られます。」

こうしたごみ出しのごみ袋の中身を確認すると、その多くは正しい分別がされておらず、「ビン」「カン」もやさない「ごみ」などが混入されており、「スプレー缶」が混入されていたケースもありました。

不適切なごみ出しをされると、ごみ収集車両やごみ処理施設が故障し、ごみの収集や処理に支障が生じたり、修繕のために、多額の経費を要したりすることにもなります。

一方で、市販の紙製の「ごみ袋」の購入には、当然、お金もかかりますし、使用することでごみの量を増やすこととなり、ごみ処理経費がかさむことにもなります。

また、ごみ出しの際、中身が見えないことで、分別の徹底が守られず、

不適切なごみ出しを助長することにもなりかねません。

ごみ出しの際には、市販の紙製の「ごみ袋」は使用せず、市が指定する「ごみ袋」に、直接、ごみを入れて出すよう、ご協力をお願いします。

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。
「ひろしま環境の日」一斉行動
11月のテーマ
やってみようエコドライブ!
～ふんわりアクセル(発進時に5秒間で20km/h)～
家庭で、職場で、できることから始めましょう。
環境整備課 ☎59-2154